

「成人」のスタートラインが変わる！ 改正民法『成人年齢引き下げ』による 注意すべき消費者トラブルと、その対策とは？

—2022年4月施行に向けて親子で知っておきたいこと—

このコーナーでは、全国で活躍している金融広報アドバイザーによる誌上セミナーを行います。今回は、埼玉県内で高校生や教職員に向けた消費生活講座を担当している鎌田アドバイザーに、2022年4月に施行される『成人年齢の引き下げ』により、新成人にどのような消費者トラブルが起こり得るのか、その対策も含めてお話ししてもらいます。

第16回

講師：鎌田伊津子

埼玉県金融広報アドバイザー




2022年4月から 18歳が成人に

2018年6月13日、改正民法が成立し、成人年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられることになりました。施行は2022年4月です。現在、中学3年生の子どもは、施行時に一斉に成人となります。現在、中学2年生の子どもも18歳の誕生日を迎えれば、高校在学中でも成人となります。成人年齢引き下げの背景には、2016年に改正公職選挙法が施行され、選挙権が20歳から18歳に引き下げられたこと、国際的には成人年齢を18歳と定めている国が多いことなどがあります。

成人年齢引き下げに伴う対応はさまざまです（図表参照）。消費関連でいうと、18歳以上であれば、本人の判断だけで有効に各種契約を結べるようになるため、例えば、スマートフォンの購入やクレジットカード、ローンの契約などを単独で行うことが可能になります（注1）。現行では、19歳以下がこのような消費者契約をしても、親権者同意（親の同意）がなければ民法5条に規定された「未成年者取消権」により、原則、契約を取り消すことができます。実際、これが歯止めとなつて、消費生活センターなどに寄せられる18～19歳の相談件数は、20～22歳の6割前後（注2）に抑えられているのです。

今後、成人年齢が引き下げられたことに伴い、18歳と19歳の方が「未成年者取消権」を喪失することになります。このため、現行の成人年齢である20歳よりさらに社会経験の少ない高校生成人は、悪質業者の恰好のターゲットとなりやすく、さまざまな消費者トラブルが拡大しかねないとの懸念の声が上がっています。「18歳になったのだから、親に相談せず自分で決めなければ」と焦らせて契約に追い込むなど、悪質業者があの手この手で仕掛けてくるのは必至です。どのような消費者トラブルがあり、どのような対策を打てばよいのか、今から親子で

【図表】民法の成人年齢引き下げに伴う主な対応

消費関連		20歳⇒18歳	親権者同意（親の同意）がなくても有効にスマートフォンの購入やクレジットカード、ローンの契約などが可能に（注1）
結婚年齢		16歳⇒18歳	女性の結婚できる年齢が、従来の16歳から18歳に引き上げられる
10年パスポート		20歳⇒18歳	10年パスポートを取得できる年齢が、20歳以上から18歳以上に引き下げられる

※飲酒、喫煙などは現行と変わらず20歳以上。

考え準備しておく必要があります。
**消費者トラブルの回避や適切な
対処に必要な三つの「知る」とは？**

消費者トラブル回避のために重要なのは、三つの「知る」だと私は考えており、講座でも常に触れるようにしています。

- ① 消費者トラブルの事例を知る
- ② 契約の原則を知る
- ③ トラブルの相談窓口を知る

まず、①消費者トラブルの事例を知っておけば、それに類する場面に遭遇したときに「怪しい」と気付くことができます（次頁の「よくある消費者トラブル事例」参照）。最近増加傾向にあるのは、スマートフォンでSNSの広告を通じて知らぬ人から勧誘され、情報商材販売などのトラブルに巻き込まれるケース。国民生活センターのメールマガジン（注3）やフェイสบックに登録すると、消費者トラブル事例などの最新情報が入手できます。親が登録し、注意すべき情報を子どもにも伝えることをお勧めします。

次に②契約の原則を知る。商品やサービス購入の契約は、「消費者の申込み」と「事業者の承諾」の二つが揃って、初めて成立します。これを知っていれば、「よくある消費者トラブル事例」で取り上げているアダルトサイトのワンクリック詐欺を防げます。そもそも申し込んでいなければ、契約が成立していない

ため、請求されても支払う必要がないからです。

こうした悪質業者絡みでなくても、消費者側が契約の大原則を知らないがためにトラブルを招くこともあります。一度契約が成立すると、消費者側にも契約責任が発生します。このためクーリング・オフが適用されるケース(注4)を除けば、原則として返品やキャンセルはできません。店舗で購入した商品を返品、交換してもらった経験がある方もいらっしゃるかもしれませんが、それはあくまで事業者側の判断なのです。また、スマートフォン普及により、未成年者によるフリマアプリや定期購入(注5)でのトラブルが目立ちます。インターネット通販を利用する際は、店舗側の取引条件(返品・キャンセル規定

など)を必ずチェックするようにしましょう。

最後に、③トラブルの相談窓口を知る。怪しいと思った場合や困った場合には、「イヤヤ(消費者ホットライン)」に電話をします。最寄りの消費生活センターに繋がります(188は、「イヤヤ!」と覚えてください)。1人で抱え込まず、早め早めに相談することが重要です。子どもにもこの番号を伝えておくとい良いでしょう。

高校の教室に 成人と未成年者が混在

以上は親子での自助努力ですが、学校教育の現場でも「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(注6)により、今後、高校の公民科や家庭科

の授業において、消費者教育の強化が推進されることになっていきます。高校と私たち消費生活相談員のような実務経験者が連携した取り組みも計画され、成人年齢引き下げへの準備が進められています。

とはいえ、私が最も懸念しているのは、高校の教室に成人と未成年者が混在することです。高校3年生には、受験生も多く含まれるでしょう。受験というデリケートな時期に、18歳の誕生日を迎え成人した生徒が未成年の生徒をマルチ商法などに無理に勧誘し、人間関係が破綻に至るような事態が起きたら一大事です。生徒たちが大きなダメージを受けるこうしたトラブルを防止するために、親や教師による教育・サポートが施行までの期間に求められる重要な課題だといえるでしょう。

よくある消費者トラブル事例

●アダルトサイト(ワンクリック詐欺)

アダルトサイト内で「無料で〇〇を見る」などと表示されている動画再生ボタンや画像をクリックした途端、「会員登録が完了しました。〇日以内に〇万円をお支払いください」といった画面が出てきて、料金を不当請求される。同じサイト内に表示されている「退会はこちら」などを見てアダルト業者に連絡してしまい、業者から支払いを迫られるケースも少なくない。

●情報商材販売

インターネット通販で「1日〇分の作業で月〇十万円稼ぐ方法」、「誰でも〇円を〇億円にできる方法」など、副業や投資などのノウハウと称して情報が販売される。PDFファイルの他、動画、メール、アプリで配信される場合もある。説明された内容とは異なり儲からない、約束したサポートが受けられない、返金保証と書いてあったのに返金されないなどのトラブルが多い。

●マルチ商法(ネットワークビジネス)

友人、知人から「絶対儲かる」、「人脈が広がる」などと勧誘され、販売組織の会員となって商品やサービスを購入するもの。人を紹介するとマージンがもらえる。昨今は、SNSで知り合った人からの勧誘で、情報商材を購入する事例が目立つ。

●エステ契約

脱毛や痩身などのエステサービスの契約で、「無料や格安の体験施術を受けたところ、割引できるのはキャンペーンの今だけと言われて、慌てて高額な契約を結んでしまった」、「自分のコンプレックスや不安を指摘されて判断力を失ってしまい、するつもりがなかった契約を結んでしまった」など解約に関する相談が多い。解約金が高額過ぎる、返金額が少ないといった相談も少なくない。

今
回
の
ま
と
め



鎌田伊津子
かまだ・いっこ

明治大学法学部卒業。2007年より消費生活専門相談員として消費生活センターに勤務。2010年から6年間、埼玉県青少年課認定のネットアドバイザーとして小・中学校の保護者などを対象に、スマートフォンやゲーム機器など、インターネットの危険性や保護者の役割について啓発活動を行う。2016年4月1日施行の改正消費者安全法により消費生活相談員が国家資格となり、同年資格取得。2018年4月に埼玉県金融広報アドバイザーの委嘱を受け現在に至る。埼玉県川口市在住。

★現在中学2年生、3年生の子どもが2022年度に成人になる。

★「トラブル事例」、「契約の大原則」、「相談窓口」を知る。
★親や教師による教育・サポートが施行までの課題に。

(注1) 法律により、事業者には申込者について収入などの調査義務が課せられており、各契約の審査などに通るかは別問題。
(注2) 国民生活2017年11月号特集2の「契約当事者18歳〜22歳の年度別相談件数(平均値)」を基に概算。
(注3) おすすめフレッシュ便(ほぼ毎日配信、無料)、子どもサポート情報(月1回程度配信、無料)。
(注4) 不意打ちの勧誘(訪問販売、キャッチセールスなど)、継続的なサービス(語学教室、エステなど7業種)には契約した日から8日間の、また、連鎖販売取引(マルチ商法・ネットワークビジネス)には契約した日から20日間のクーリング・オフ期間が設けられており、契約を撤回可能。
(注5) 初回限定90%OFF、「1回目実質0円送料のみ」などの広告で、1回だけのつもりで健康食品や化粧品などを購入したところ、実際は数カ月もの定期購入が条件となっているもの。SNSの広告からの申込みが多い。
(注6) 消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の4省庁が連携した取組み。